

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月25日

長野県立歴史館長 笹 本 正 治

- 1 入札の目的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 県立歴史館排煙窓オペレータ修繕工事
- 3 工事箇所名 千曲市大字屋代
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - ア とび・土工・コンクリート工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 長野地域振興局管内に、本店を有する者であること。
 - ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中のものでないこと。
 - オ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - カ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工 期 工事開始日から約100日間
- 6 支払条件
 - (1) 前金払
原則として、1件の契約金額が、100万円以上の工事について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。
 - (2) 部分払
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書（案）、設計図書（設計書（工事費内訳書（金抜き））、関係図面）、入札心得を令和2年9月25日（金）から平成2年10月8日（木）までの当館休館日（9月28日（月）、9月29日（火）及び10月5日（月））を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

千曲市大字屋代260-6
長野県立歴史館管理部
電話 026 (274) 2000

8 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月9日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県立歴史館 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和2年10月6日(火)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないとした金額に相当する金額を徴収するものとします。

(7) 入札の無効

次の各号に一に該当する入札書は、無効とします。

ア 規則第129条各号に該当する入札書

イ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

ウ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください

9 契約書作成の要否

必要とします。

10 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

契約保証金は、政令第167条の16並びに規則第142条及び第143条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」(平成27年3月11日付け26契検第135号)の規定により取り扱うものとします。

11 その他

(1) 詳細は入札心得によります。

(2) 設計図書に関する質問は、令和2年9月30日(水)から令和2年10月1日(木)午後5時までにFAX又は電子メールで下記あてに送信してください。質問があった場合の回答は、

10月6日（火）までに入札参加資格を有する縦覧者に電子メール等で行うこととします。

千曲市大字屋代 260-6

長野県立歴史館 管理部

F A X : 026-274-3996

E-mail : rekishikan@pref.nagano.lg.jp

(3) 現場確認を必要とする場合は、事前に管理部へ連絡してください。

長野県立歴史館